

医師意見書についてのお願い

下記の病気にかかった場合出席停止になります。
必ず専門医の診断を受け、『医師意見書』をもらって登園してください。

★医師が意見書を記入することが考えられる感染症
※保育所における感染症対策ガイドライン 2018 年改訂版（2023 年 5 月一部改訂）より

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日を経過していること（乳幼児にあっては、3 日経過していること）
百日ぜき	特有のせきが消失するまで。または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから。
風しん	発疹が消失してから。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになってから。
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失後、2 日経過してから。
結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O26、O111 等）	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては 2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること

★上記以外にもいろいろな伝染性の病気がありますので、医療機関では必ず保育園に通っていることを医師に伝えてください。

医師意見書（医師記入）

入所児童氏名 _____

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
年 月 日から登園可能と判断します。

<病名>（該当疾患に☑をつけてください）

<input type="checkbox"/>	インフルエンザ ※	<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	百日ぜき	<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）※
<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか）※	<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O26、O111 等）
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎	<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	風しん	<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症 ※	<input type="checkbox"/>	

※必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

年 月 日
医療機関名 _____
医師名 _____

担当医 様

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について医師意見書の記入をお願いします。

保護者の皆様

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、担当医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「医師意見書」を保育園に提出して下さい。